

第7回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会 会議録

日 時 令和8年5月7日（月）14:00～15:30
場 所 多治見市役所本庁舎2階大会議室
出席者 義家委員長、吉永副委員長、青山委員、水野委員、山田委員、仙石委員、成田委員、景山委員、成瀬委員、加藤委員、棚町委員、榛葉委員、伊藤委員、金山委員、後藤委員、大久保一夫委員
オブザーバー 藤田東濃県事務所環境課長
事務局
《多治見市》高木市長、岩田環境文化部長、渡辺清掃事務所長、伊藤環境課副主幹
《瑞浪市》鈴木理事、森本次長兼環境課長、三浦クリーンセンター所長、尾崎環境課廃棄物対策係長
《土岐市》太田市民生活部長、加藤次長兼生活環境課長、酒井環境センター所長、犬飼生活環境課課長補佐
《東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会事務局》山田環境課長、鬼頭課長代理、伊佐治総括主査、三浦主任主査
《（一財）岐阜県公衆衛生検査センター》蒲池次長、神谷環境専門監
欠席者 河合委員

議 事

（事務局）定刻となりましたので、ただいまから審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会事務局多治見市環境課長の山田です。
本日の会議は公開となっております。ただいまの出席委員は16名のため、本審議会の共同設置規約第10条第3項の規定による定足数を満たしております。
本日は、東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案についての諮問がございます。そのため、本協議会会長の多治見市長高木貴行が出席しております。

【オブザーバー及び各市の担当者の交代のお知らせ】

（事務局）それでは審議会を始める前に、オブザーバーの交代をお知らせします。本日、お手元に委員名簿をお配りしておりますが、東濃県事務所環境課長の下野伸明様から藤田直也様へ交代されました。藤田様から一言ご挨拶をいただけますでしょうか。
（藤田オブザーバー）ご紹介にあずかりました東濃県事務所環境課長の藤田でございます。これから皆様と本審議会でお世話になります。地元との連携を大事に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
（事務局）ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。本来ならば各市の担当者全員を紹介するところですが、時間の関係上、令和8年度の4月1日に異動があった管理職のみご紹介します。
多治見市環境文化部長岩田卓也です。同じく環境文化部長清掃事務所長渡俊和です。続きまして、瑞浪市理事鈴木創造です。続きまして、土岐市市民生活部次長兼生活環境課長加藤貴史です。同じく環境センター所長酒井剛です。職員の紹介は以上です。

【配付資料の確認】

（事務局）配付資料の確認を致します。事前配付しました資料はお手元にありますか。もし、無いようでしたら、事務局へお知らせください。
資料1は基本構想案についての諮問です。資料2は基本構想案の冊子です。資料3は先進地視察の報告です。こちらはお手元に資料はお配りしていますが、後ほどスクリーン

で説明いたします。資料4は令和8年度の審議会日程です。最後に資料5は3月21日に開催した地域説明会の報告用の回覧です。以上です。お手元にない資料がございましたら、お声がけをお願いします。

1 東濃西部広域ごみ焼却施設の建設候補地の決定について

(事務局) 議題1は、資料はお配りしておりません。建設候補地の決定については、前回3月16日の審議会において、審議会から「建設候補地を多治見市高田町地内とすることが適切である」との答申を受けて、市長等で構成する東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会にて協議を行い、建設候補地を多治見市高田町地内とすることに決定しました。そのことを審議会にご報告するものです。

この件については、4月22日に報道各社に公表済みです。説明は以上です。

2 東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案についての諮問

(事務局) それでは、広域ごみ焼却施設建設候補地の選定について答申を行います。今回は3市の市長を代表して、多治見市の高木市長から諮問致します。義家会長、高木市長、前へお進みください。

(高木市長) 東濃西部ごみ焼却施設整備等審議会会長の義家亮様、東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案について諮問します。

東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案を策定しました。よって、東濃西部ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約第5条の規定に基づきご審議賜れたくここに諮問します。令和8年5月7日、多治見市長高木貴行、瑞浪市長水野光二、土岐市長加藤淳司。よろしくお願いいたします。

【市長挨拶】

(事務局) ここで3市の市長を代表して、多治見市の高木市長からご挨拶を申し上げます。

(高木市長) 皆さんこんにちは。本日は東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会に、義家会長及び委員の皆様のご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま3市を代表して、基本構想案をご諮問させていただきました。基本構想案は、令和7年3月の中間報告書を受け、3市で協議を重ねて作成したものです。

ごみ処理の広域化のメリット、広域で処理する対象物と各市で処理する対象物の区分け、施設の条件、建設候補地の選定及び広域化のスケジュールなど、施設の基本的な整備方針を定めるもので、今後、作成する様々な計画の基になると考えております。今週の日曜日5月10日には、私自身も出席して地域説明会を共栄小学校にて開催させていただきます。基本構想案の概要を説明し、市民の皆様からご意見を承っていきたいと思っております。

ぜひとも、この3市で選ばれた皆様方におかれましては、より良い施設にするため、審議会として活発なご議論をお願い申し上げ、3市を代表して私からの挨拶と皆様方へのお願いに代えさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案についての説明

(事務局) 基本構想案は、令和6年度に作成いたしました基本構想の中間報告をベースに協議を進めてきたものです。最初に令和6年度時点で保留となった4つの事項を説明します。その後、広域化する対象物について説明した後に、本資料の要点を絞って説明をします。最後に追加した内容の概要を説明します。

最初に令和6年度の中間報告で、保留事項となっていた4点について、説明します。

保留事項の1点目は、持ち込みごみの料金設置及び市民等の処理施設への直接持込の取り扱いです。それについては、資料6ページの上段に持込ごみの取り扱いをまとめました。市民等が直接ごみを持ち込む場合のルールを規定する必要性、及び、料金の設定が必要で

あることをまとめております。持ち込みごみは受け入れた上で、料金を統一するということを決めています。

保留事項の２点目は、メタン発酵施設の建設または併設の有無についてです。資料の９ページをご覧ください。メタン発酵施設の仕組みについては、生ごみ等を発酵させることでメタンを取り出して、燃料として利用する施設です。

メタン発酵施設については、生ごみのリサイクルの観点からメリットがありながらも、多くの課題があり、施設建設費及び維持管理費を考慮して導入しないことと決定しました。メリット・デメリットについては、１０ページにまとめております。

メリットとしては、生ごみのリサイクルによる可燃ごみ、処理量の減量です。デメリットとしては、市民に生ごみを可燃ごみと分別する負担や収集の負担が生じる点です。また、敷地面積においてもメタン発酵施設を併設することにより広くなることで、建設費用も高騰するデメリットがあります。これらを比較検討した結果、導入しないことを決めたものです。

保留事項の３点目は、下水汚泥等の取り扱いについてです。１１ページをご覧ください。

下水汚泥及びし尿汚泥の処理については、下から５行目に記載してあるとおり、国の方針では、堆肥化や建築資材への利用など、リサイクルを進める方針が出ております。

一方で、今後も継続したリサイクルの可否及び費用が高騰する可能性もあることから、将来的に全量リサイクルができなかった場合等を想定して、下水汚泥等も広域処理することに決定しました。

同じく１１ページの（４）の２行目をご覧ください。流動床炉は焼却量の３０％程度、ストーカ炉は１０％程度まで混焼が可能です。現在、３市の汚泥を混焼した場合には、焼却量の２０％程度になります。今後、そのような点も含めて炉の選定の検討が必要です。

保留事項の４点目は、粗大ごみ処理施設を併設についてです。１５ページをご覧ください。本文の２行目に埋め立て処理をしていたごみを減らす点及び資源化によるリサイクル率の向上が見込めることから、粗大ごみ処理施設と焼却施設を併設します。

破碎した後の処理フローについては、図９にあるとおり、投入口から粗大ごみや可燃と資源等が混在するごみを入れて、粗破碎後に細かい破碎を行って、磁選機と選別機で分別を行います。粗大ごみ処理施設の設置によりリサイクル率の向上を図ります。

令和６年度の中間報告からの保留事項の４点につきましては、以上のとおりです。

保留事項を踏まえて広域化する対象物についてご説明をします。資料の３ページをご覧ください。

令和６年度の中間報告書では、処理対象物の表２について、広域処理・各市の項目について、保留となっている箇所がございました。

今回、し渣（下水・し尿）、し尿汚泥及び下水汚泥を広域処理することになりました。また、粗大ごみ処理施設を併設するため、可燃物と資源等が混在するごみについても広域処理に決定しました。その他は各市で処理をします。

それでは、基本構想案の冒頭から順番に要点を絞って説明します。この基本構想案で検討した項目について、検討した項目は２ページの表１のとおりです。

広域ごみ焼却施設の整備において広域化する範囲については、３ページの表２のとおり、中間処理のみです。

収集・運搬、中間処理、最終処分のごみの処分の過程は、表２のように分かれておりますが、最終処分は基本的に埋め立てという形になり、その前のごみを焼却など行う処理を中間処理と呼び、この部分を広域で行います。広域化の対象項目は、先ほど説明致しましたので、割愛します。

５ページ中ほど、（２）プラスチックの資源化による焼却施設への影響について、現在、各市において、ペットボトルと一部のプラスチック製容器包装を回収しておりますが、現行法では容器包装だけではなく、プラスチック製品の回収も努力義務となっております。

交付金を活用するためには、プラスチック容器包装の分別収集も必須となっているため、各市において取り組みを進めます。現在、焼却処理しているプラスチック製の容器包装及び製品が焼却の対象から外れることで、焼却量の減少が予想されます。可燃ごみにおけるプラスチックの割合は、環境省の調べでは、図2の円グラフのとおり15%程度と見込まれております。

続きまして、可燃ごみの処理の場合、種類としては6ページの図3のとおり焼却、熔融、ごみ固形燃料化及びごみメタン化の4種類です。現在、多治見市及び瑞浪市の焼却施設では熔融処理を行っており、恵那市ではごみ固形燃料化での処理を行い、土岐市は焼却処理を行っております。

3市においては、7ページの図5のとおり焼却炉を前提に進めます。焼却炉の中には、大きく分けてストーカ炉と流動床炉がありますが、詳細は今後検討を進めるとして、まずは焼却という方式を前提に進めます。

熔融施設と焼却施設の比較として図示しているのが8ページの表5（1）と9ページの表5（2）です。熔融施設は、現在、多治見市と瑞浪市が採用している炉で、表5（1）のような仕組みです。高温で燃焼する（熔融する）ことにより焼却灰をスラグ化する特徴がございます。

一方でストーカ炉は、より低い温度で燃焼を行う処理で土岐市が採用している炉です。シャフト炉と異なり、助燃材の使用量を少なくできる特徴がございます。

そして、中間報告の際にはなかったのが、表5（2）の流動床炉です。こちらは、下から噴き上げる砂とごみを攪拌する形式です。流動床炉では蒸発乾燥が行われるため、下水汚泥の混焼に向いています。

表5（1）と表5（2）の施設の整備費について、前回の中間報告の際には、シャフト炉は250億円、ストーカ炉は240億円と例示しました。これにつきまして、金額の見直しを行っております。

令和5年度の中間報告の際には、令和5年度の可能性調査の金額を基にお示ししていましたが、時間が経過し、施設整備費が高騰してきているため、今回は、直近の先進市の同規模施設の実績に物価上昇率等を考慮した額に見直ししております。その結果、熔融施設であるシャフト炉は373億円、ストーカ炉は397億円程度を見込んでおります。

続きまして、31ページをご覧ください。先ほど施設整備費について説明を致しましたが、先ほど申し上げた費用は、機械だけではなく建物も含んだ金額です。施設整備費については、31ページに記載のとおり環境省の循環型社会形成推進交付金制度を最大限活用していく方針です。

対象となる施設については、粗大ごみ処理施設と焼却施設で、基本は3分の1ですが、長期広域化と集約化計画に沿った事業の交付率は、表14線の枠内にあるとおり、5分の2、5分の3、4分の1です。これら交付金事業を最大限に活用していく予定です。対象となる事業については、34ページに表18として一覧を掲載しております。

今後、予定している各種事業について、それぞれ交付金の対象の可否を整理しております。

また、これらの事業のスケジュールは、30ページに表13として掲載しております。

今年度は、各種のごみ処理量の推計及び交付金を受けるために必要な「循環型社会形成推進地域計画」の策定を行います。

令和9年度以降は地形測量、地質調査、施設整備基本計画等を行うとともに、環境影響評価を行います。環境影響評価は、施設稼働後まで続く長期間の事業ですが、来年度以降に着手します。

都市計画決定を令和10年度から11年度頃に行い、その前に造成基本・実施設計を令和9年度から行います。今年度、土地利用の基本調査を行い、その結果を踏まえて、造成基本・実施設計を行います。

実際の造成工事は、令和13年度を予定しており、その後の建設工事については、令和15年度から4年間で予定し、令和19年度稼働を目指します。

中間報告書から基本構想案に追加した内容について、お伝えします。令和8年3月16日に審議会から答申をいただきましたので、答申書の内容を基本構想案の27ページに掲載しています。前回の審議会において、本審議会から提示いただいた方針内容をそのまま載せたものです。

34ページ以降に資料編を載せています。これは先ほどの説明を行った令和5年度の可能性調査の内容を抜粋して掲載したものです。以上になります。

【質疑・応答】

(会長) ただいまの事務局からの説明について、質問等ありますか。

(委員) 2ページに検討項目が挙げてありますが、これまで各種の説明会で交通量の増加や渋滞について住民の方から懸念が出ています。昨年の諮問の際にも、市から住民に対して丁寧かつ十分な説明と、できる限りの安全対策を行う必要があると書かれているようです。審議会が出した答申についても、交通安全等について留意するように具体的に付帯意見が付けてあります。

地域説明会でも随分そのことに懸念が表現され、あるいは、きちんと回答をいただいていない、という住民の声があります。パブリックコメントを出すのであれば、このことについても何らかの検討の必要があるかと思います。

それからごみの搬入について、私も瑞浪市の周辺から今回の候補地までの距離があり、一番遠いところだと20キロを超え、25キロぐらいの地域もあります。住民の方からは、非常に遠くなり、かつ、ごみを直接持込する際には、国道19号を通っていかなければならないことから、現時点で不安の声が聞こえてきています。

可能性調査の中では、ごみの中継施設を設ける検討もされているようですが、そのことについては、基本構想案では触れられておりません。どこかに中継施設を設けて、住民の方、それからパッカー車のごみも集めて、ある程度の大きな車両で搬入するということであれば、交通量の減少にもつながるでしょうし、CO2の削減、あるいは、経営費の削減にもつながる可能性があるように思います。

そのような搬入、交通安全及び中継施設については、基本構想案では触れないということでしょうか。

(事務局) 交通量などについては、今後、交通量調査を行い、シミュレーションの結果に基づいて対応を取っていくことにしております。

解決策が示されていないのに「候補地を決定していいのか」というご指摘かと思われませんが、候補地を決めた上で、そこに対してどのような不安があるのか、市民の方のご懸念を正確に伺い、それに対して調査とシミュレーションを行って、対応策を取っていく考えです。

また、中継施設については、ご指摘のとおり令和5年度の可能性調査の中で言及がございました。当時の資料を皆様にはお配りしていないので、お手元になくて恐縮ですが、一般的に中継施設は18キロを超えると検討をすることが望ましいとされております。

当時、どれぐらいの距離があるのかを調べております。令和5年度は、まだ候補地が全く決まっていない状況のため、単純に3市の焼却施設間の距離を確認し、どこに新施設を計画するとCO2が高いか、低いかを確認したものです。

瑞浪市クリーンセンターから3市の中間である土岐市環境センターまでは13キロ、多治見市三の倉センターから土岐市環境センターまで12.5キロでした。併せて、中継施設を造ることに伴って、運搬に伴うCO2の増加を踏まえて検討しました。

当時は、中継施設を設置する場合、設置しない場合、それぞれパターン分けをして、CO2の排出量の増加量を整理しております。そして、基本構想の中間報告の際には、先ほど申し上げたとおり、広域化の対象は中間処理のみとして、中継施設は外した経緯がございます。説明は以上です。

(委員) 瑞浪市クリーンセンターからの距離ということですが、その距離は、実際にごみを排出す

る距離のことではないですか。瑞浪市クリーンセンターがごみの排出源ということではないですよ。民家からの実際の運搬距離を測ると、かなりの部分で20キロを超す地域があると思われます。

また、先ほどの交通安全等について、これから色々シミュレーションをして答えていくということですが、パブリックコメントで広く市民に基本構想を見ていただく、その段階で皆さんにシミュレーション結果について、お答えをする時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 先ほど申し上げましたパブリックコメントとの兼ね合いについて、この基本構想案において、解決策までお示しすることは考えておりません。

この時点では、この施設をどのような施設にするかを定めるものです。これに対して、今後、建設候補地を決めた上で、どのような解決策を実施するかは、また別のところで地元及び各市と協議を進めてまいりたいと思います。

また、先ほどもう一点ご指摘のありました中間施設について、どこから距離を測るのか、そういった疑問があることは承知しております。

しかし、中間報告書には、まだ候補地が決まっていませんでした。先ほど申し上げたように、単純に3か所間の距離の確認をして、どこに新施設を計画するとCO2が高いか、低いを確認したものです。

周辺区においては、例えば多治見市でも、春日井市や瀬戸市との市境付近では、一定程度の距離がございます。一つの目安として焼却施設までの距離が18キロを超える場合には、中継施設の設置の検討が望ましいとされています。それに対して、3市で検討した結果、中継施設を広域として行う検討から外した経緯がございます。

(委員) まず、建設予定地は、まだ決まったばかりですね。それで、今回も議題に上がっていて、建設する場所が多治見市の高田に決まり、そこに向かって何キロあるか調査をした上で18キロ以上になるのであれば、我々としては中継地点を設けた方がいいのかと考えていたのですが、そのような考え方ではないのですか。

(事務局) 基本構想においては、当初広域化する対象として、複数の内容を想定していました。その段階では、収集・運搬・中継施設計画、中間処理、最終処分から中間処理を広域化の検討の対象とすることになっていました。

この時点では、既に中継施設は「コスト的にもどうなのか」という3市の協議がございまして、中継施設は広域として設けない方向で検討してきたという経緯がございます。

(委員) では「距離は関係なく、コストが高いから建設しない」という理解でいいですか。

私は、瑞浪市議会議長を務めていますが、瑞浪市では、最近色々あり、市民から説明を求められたことがあります。そうすると、審議会でもしっかりと市民が納得される説明をいただけないと、我々も市民に説明できなくなるため、ぜひ納得のある説明をいただきたいと思います。

(事務局) 今申し上げたように、18キロが一つの目安です。今回、多治見市高田町に建設候補地が決まり、そこに対して何キロあるかと、18キロを超えたら一律に「中継施設を設置する」というものではなく「18キロを超えたら検討することが望ましい」ということです。そのため、コスト等を考えて、3市の間で、中継施設は設けない方向で検討をしてきました。先ほど申し上げたごみ焼却の中間処理部分を中心に、広域化を図る内容です。

(委員) 審議会は、私ども委員と事務局が討論する場ではないですよ。諮問を受けたわけですから、ここで皆さんと考える場だと思います。

今の事務局の説明のとおり「可能性調査のときにこうなったから、こういうふうにします」と言ってしまうのなら、わざわざ審議会で審議をする必要はないです。

例えば、各市に多治見市高田町から18キロ以上の部分に、どのぐらいエリアがあるのかデータを出していただいて、審議会で今の事務局の説明のとおり、コストパフォーマンスを考えてもいいのか。あるいは、審議会としてそれはそれでかつて決めたが、やは

り中継施設を造った方がいいのではないかという結論を出すことも可能ですよね。そこら辺の進め方はどうなのでしょう。

(会長) そのような話を事務局だけで進めるというのではなく、過去の議論があるのであれば、根拠として数字等のデータを再度チェックする作業が必要かと思います。過去に誰かが「こう言っていた」という話で、審議会で議論できる話ではない気がします。そのため、もう一度議題に上げるのかということを含めて、過去の議論及びデータの議論を再チェックしていただく必要があるのではないですか。

(副会長) 前提条件が分からなくなってきたのですが、今一度ご提案の趣旨を確認させてください。広域化する対象が中間処理のみであることを認識していなかったというお話か、それとも認識はしていたがその前提条件事体を変えたいというお話か、どちらでしょうか。境界条件はたいへん重要です。3 ページに掲載のとおり収集・運搬と最終処分は、広域化しないという前提で今までも議論を進めてきたと思います。

(委員) 中間報告においては、広域処理を行う処理対象物が2 つとなっており、基本構想では、別のごみも受け入れると変更しています。今の収集・運搬についても、前回の中間報告のときは、どこの場所に建設するかも決まっていなかったです。今回、条件が確定したことを踏まえて中継施設について、もう一度再検討する可能性があるのか、その余地があるか、ないかということだと思います。

(副会長) 境界条件を変えたいと言われるということですね。

(委員) 議論の対象にはすべきではないかと。少なくとも瑞浪市では説明会を1 回も行っていないです。瑞浪市民にも今までの検討の内部、お知らせ内容があまり浸透していないと思います。

実際には、市民のごみの直接持ち込みはかなりあります。私どもとして、市民に納得していただくには、私も納得する必要があります。再検討する余地があるのか、それとも「もう決まっていることだからそのことについては、議論をしない」という考えが委員で一致すれば仕方がないですが。

(副会長) わかりました。

(会長) 一つ確認ですが、中継施設を認めるか否かの対象物は何ですか。

(委員) 対象といいますと？

(会長) 3 ページの広域処理の中では何になりますか。

(委員) 一番上の項目「燃やすごみ・可燃ごみ・燃えるごみ」のほか、下水汚泥の取り扱いについては、私どもはよくわからないのですが、下水汚泥がどのような形状で、かつ、どのぐらいの量があったのか。それから「可燃粗大ごみ」、「可燃物と資源等が混在するごみ」は、中継施設で処理できると思います。

そうなるとし渣等はどのような市のリスクがあり、どのような現状で、かつ、どのように市が動かされているのか、私自身もその辺をよくわかっていないので、お答えしかねるのですが。

(会長) し尿や汚泥は色々なリスクがあり、中継施設での処理はあまり現実的じゃない。つまり考える対象は限定的です。

そういったものを含めて「まず、検討するかどうか」ではなく、過去の議論において「こういった検討が行われていました」というのを聞くだけでは、やはり納得いかないという気持ちもわからないでもない。

そういう意味では「こういう取り決めで、中継施設は考えないことになった」という議論の経緯を一通り整理していただくことがよいですね。

(事務局) ご指摘いただいた点については、本日この場でご用意することができません。次回の審議会に用意させていただきます。

(会長) 事務局の方で過去の経緯を整理していただいて、論点があるならば、お願いをしてよろしいでしょうか。

(事務局) 承知しました。

(会長) その他、29 ページ (写真 5) について、土岐市環境センターの文字と施設の敷地面積がはっきりしないので、大きさのイメージがしづらいです。

焼却施設の設置予定箇所について、航空写真に平面配置図として書かれているが、土岐市環境センターとの大きさの対比が、この絵だと分かりにくい。土岐市環境センターの文字色を変えていただき、実際の大きさが、直感として理解できるように修正をした方が良いと思います。

(事務局) しかるべきタイミングでそのように修正します。

3 先進地視察の報告〔スクリーンに投影して説明〕

(事務局) (スクリーンに武蔵野クリーンセンターの写真を投影)

皆様、改めまして、事務局の鬼頭です。よろしくお願いします。表紙の写真は、東京都武蔵野市の武蔵野クリーンセンターです。焼却施設が住宅街の中心にあります。武蔵野クリーンセンターに隣接しているが市役所の駐車場です。これを多治見市に置き換えると、今皆様がおられる多治見市役所本庁舎の隣に三の倉センターがあるというイメージです。

3 月 17 日と 18 日の二日にわたり事務局と各市の担当者の計 6 名で関東方面へ先進地視察を行いました。初日は、神奈川県平塚市の平塚市環境事業センター、2 日目は、東京都八王子市の館クリーンセンター、そして、東京都武蔵野市の武蔵野クリーンセンターを視察いたしました。

(スクリーンに平塚市の情報を投影)

最初に平塚市環境事業センターの説明を申し上げます。平塚市の人口が約 26 万人で、東濃西部 3 市の 1.3 倍程度です。面積は東濃西部の 3 市の約 5 分の 1 です。

首都圏の自治体は、東濃西部と比較し面積は小さいですが人口が多いため、そのような形になっています。炉の方式は、先ほど基本構想で説明しました「流動床炉」を用いております。稼働開始から 13 年が経過した施設です。

(スクリーンに車両搬入路の写真を投影)

写真では車両搬入路の入り口が 3 つに分かれています。許可業者、一般市民、平塚市のパッカー車と分かれて搬入路が確保されています。後ほど他の施設と車両搬入路を比較致しますので、イメージを記憶しておいていただけますでしょうか。

(スクリーンに裁断機の写真を投影)

こちらが各市にもある裁断機と言います。例えば、畳、家具とか、大きいものを切断する機械です。裁断した後は、先ほど説明いたしました破碎機にかけて小さくします。小さくする理由としては、そのほうがよく燃えるからです。流動床は、ごみを小さくして燃やすというタイプのものでもあります。

(スクリーンにピットの写真を投影)

こちらはごみを入れるピットです。ご存知のようにピットにはパッカー車や市民がごみを入れるのですが、クレーンでごみをすくい上げて破碎機にかけます。破碎機にかけて細かくしたものを炉に入れるためにもう一回戻します。そのため、ピット内の壁の左右でごみの大きさが違います。これをダブルピット方式と呼びます。このような手法を平塚市は採用しています。

(スクリーンに下水汚泥の投入口の写真を投影)

次の写真は下水汚泥の投入口です。昨年、蒲郡市クリーンセンターへ審議会として視察に行きました。その時とほとんど同じ構造であり、匂いが漏れない仕組みになっています。

(スクリーンに八王子市の情報を投影)

次は八王子市の館クリーンセンターです。八王子市は人口が 56 万人と東濃西部の約 3 倍です。面積は半分程度です。炉の方式は流動床炉です。稼働開始が令和 4 年度であり比較的新しい施設です。

(スクリーンに車両搬入路を投影)

こちらが入り口です。搬入路が分かれています。平塚市環境事業センターとの違いに気付かれたことはありますか。

(委員) 道に書かれている表示に違いがあり、また、道路に色分けをしています。

(事務局) ありがとうございます。白だけではなくて色を変更すると分かりやすいですね。先ほどの平塚市環境事業センターは、ごみを持ってくる主体によって許可業者、市民及びパッカー車とルートに分けていました。ここは、来場目的がごみ捨てか、または、施設見学かによって分けています。どちらがいいというわけではないのですが、このような焼却施設があることをお伝えします。

(スクリーンに芝生広場の写真を投影)

こちらの写真は芝生広場です。誰が来ても自由に遊べるようになっています。これがごみを燃やす施設で、その前には広場があって、トイレ、手洗い場、東屋が設置してあります。

(スクリーンに駐車場の写真を投影)

芝生広場の下には、駐車場がありますが、館クリーンセンターはDBO方式を採用して、施設の運営を事業者に委託しています。

一方、ごみ収集は八王子市が直営している部分もあるため、委託と市の直営が混在しています。そして、市の職員が芝生広場の下にパッカー車と通勤車両を駐車する形で、住み分けをしています。

この煙突は、外観写真等を撮影すると高い確率で写り込むのですが、一般的には煙突は航空法によって59メートルに抑えています。こちらは市民の要望があって、高さを100メートルにしており、他の施設と比較するとかなり高いため、写真に写り込んでしまいます。

定期的に市民に煙突を登っていただいて景色を楽しむイベントを開催しています。非常に人気があり、定員がすぐに満員になるとのこと。八王子市を発端として、この周辺の自治体では「煙突登りツアー」が人気とのこと。

(スクリーンに見学フロアの写真を投影)

続いての写真です。こちらは見学ルートフロアです。構造としてワンフロア方式で全部を見られる他、照明も暗くしてあるため、映画館のような造りとなっています。クイズやゲーム形式で学べる体験型学習も備えており、子どもたちも参加型で楽しめるようになっています。

(スクリーンに体験学習をしている子どもの様子の写真を投影)

この写真は、当日来場していたお子さんの保護者に許可を頂いて、後ろから撮影したものです。子どもたちがゲーム機のコントローラーとそっくりな機器を使って自由に操作している様子です。このように子どもたちが自ら率先して学べる施設の造りになっています。

また、ここは自由に予約なしで見学ができるパターンと、施設の職員による説明を希望する2つのパターンがあります。

説明を希望する場合には、事前予約が必要ですが、基本的には自由に予約なしで施設見学ができるため、視察当日もこども園の園児たちも遊びに来ていました。また、複数の親子連れの方が来場しており、平日でも賑わっていた様子が印象的です。

(スクリーンに機械部分の写真を投影)

フロアを進むと、大きく機械全体を見られるように展示しています。昨年、審議会で視察した西知多クリーンセンターについて「機械が近くで見られなくて、臨場感が足らなかった」という意見がありましたが、館クリーンセンターは臨場感があり、細部まで十分に見ることができました。

(スクリーンに防災備蓄倉庫の写真を投影)

次の写真は防災の備蓄倉庫です。300 人が 3 日間過ごせる食料や水等が備蓄してあります。

(スクリーンに授乳室の写真を投影)

こちらは授乳室です。平時においても有事においても、授乳室があると助かる市民は多いと思います。

(スクリーンに絵本の図書コーナーの写真を投影)

こちらは子ども向けの図書コーナーがあり、奥が授乳室です。

このように一連の施設見学をしていただくと、ふらっと遊びに行きたくなるような施設になっており、外の芝生広場でも中の施設見学でも遊べる形です。本施設はごみ焼却施設ですが、年間来場者数が延べ 1 万人も訪れる施設とのことです。

焼却施設としての来場者数は驚きの数字ですが、これはすごく大事だと考えています。平時から遊びに来ている施設であるため場所や施設を知っている。だからこそ、有事の際の避難所として機能してきます。有事の際に知らない所へすぐに行くことは難しいので、災害時を意識して非常に工夫されていると思いました。

(スクリーンに武蔵野市の情報を投影)

続きまして、武蔵野クリーンセンターです。武蔵野市の人口は約 15 万人のため、東濃西部の 8 割程度ですが、面積が 3 % 程度です。大都会のため、非常に人口密度が高い自治体です。焼却炉の形式は土岐市と同様のストーカ炉です。稼働開始から 9 年経過した施設です。

(スクリーンに搬入路の写真を投影)

冒頭の写真で見ていただいたように、市役所のすぐ隣にあります。「百聞は一見に如かず」、驚きました。これはごみの搬入の入り口で、この背景になっているのが市役所です。このような位置関係に設置してあります。

(スクリーンに見学フロアの写真を投影)

これが見学フロアです。こちらもワンフロアで繋がっているため、一つで完結します。八王子市館クリーンセンターと違って、こちらは明るい基調でしつらえてあります。

(スクリーンにリサイクルアートの写真を投影)

廊下には、このように市民の方々が作られたリサイクルアートがあり、明るい雰囲気がいいなと思いました。

(スクリーンに制御室の写真を投影)

こちらは、制御室の中で職員が働いている様子です。ガラス面には、本日の発電量等を見られる仕様になっており、これも斬新で良いと思いました。施設の外にも発電量等が掲示されている他、このように中で見学した人もその場ですぐに発電量を確認ができる仕様です。

(スクリーンに機械部分の写真を投影)

武蔵野クリーンセンターも施設や機械を間近で見られるため、臨場感があります。そして説明をデジタルのモニターと、紙ベースのパネル展示を併用している点が、分かりやすいと思いました。

(スクリーンに市役所とクリーンセンターの位置関係がわかる写真を投影)

また違った角度の写真ですが、ごみ焼却施設と市役所の位置関係がわかる写真です。これで説明を終わります。ありがとうございました。

(副会長) 武蔵野クリーンセンターについて、市役所に隣接しているため、熱及び蒸気を活用して暖房、冷房、給湯など、何か市役所に送っていますか。

(事務局) 送っています。武蔵野クリーンセンターは中学校、総合体育館及び野球場とも隣接をしているため、そちらにもエネルギーを送り、有効的にエネルギーを活用しています。

(副会長) 何割程度送っているかを聞いていないですね。送電した分、発電が減ってしまいます。

- (事務局) 市役所や体育館等を一体的な施設として電力を供給する形で行っていました。庁舎等へ熱等は供給していないようです。
- (副会長) 熱を使えばいいと思います。発電した後にすぐ排熱が利用できるはずなので、何か意図があったのかもしれないですね。
- (委員) 今日はせっかく候補地を検討しているということなので、今武蔵野クリーンセンターを見させていただいた。人口密度が高い中、武蔵野市は、市役所のすぐそばに焼却施設を設けているということは、よほどプレゼンがうまいのか。
「地域住民の方との話し合いによって」と資料には書いてありますが、地域住民が焼却施設を嫌悪施設として見ているわけでないため、首都圏ではそのような見方をするのか。
今回の計画では、どちらかという嫌悪施設という形で議論を進めている感じがしますが「どのように市民に納得をしてもらったか」という話は聞かれましたか。
- (事務局) 元々この位置に焼却施設が建っていました。それを建て替えたのですが、武蔵野市は地域との協議の中で2点の約束を交わしている。
1点目は、焼却施設は必要な施設であり、建設時には情報をしっかり公開すること。
2点目は、計画段階から建設過程に市民が参画できるように地域から強く要望があり、住民参加型としたこと。
武蔵野市は住民参加を一番重視されており、今も協議会において、近隣の町内会の方と年に何回か継続的に意見交換をする機会を設けています。
八王子市は、東濃西部に似ていて盆地であり、郊外に立地しています。平塚市は、工業団地の近辺にあるように感じました。
- (委員) 館クリーンセンターでは、災害時のために非常用物資の備蓄をされていました。例えばこのような施設だと、発電施設を備えている施設もあるみたいですが、災害時に電源は賄えるものなのでしょうか。
- (事務局) 八王子市と平塚市は、災害時に施設が独立して再始動をし、ごみを燃やせる状態にできる施設です。
そして武蔵野市は、街の中心地にあるため、都市ガスが整備されており、災害に非常に強いシステムとなっています。そこからコージェネレーションという形で、再始動だけではなく周囲の施設へ電気を分け与えることができます。
今、榛葉委員が発言された機能を持っているのが、武蔵野市です。
- (委員) それは素晴らしいですね。
- (会長) ごみ焼却施設は、最初に立ち上がらなければいけない施設のため、電力確保が大事です。そのため、各施設は必ず非常用電源を持っています。その燃料を何に使うかは土地によりますが、多くの場合はディーゼルです。
ディーゼルエンジン式の発電を持っていて、いち早く立ち上げてごみを燃やせる。もちろん避難者の生活を維持する仕組みが一般的です。都市ガスの中圧管は非常に強いいため、都市ガスインフラで供給が来ているところだと中圧管を使うケースもあります。
- (委員) 大変勉強になりました。ありがとうございます。
- (会長) 私はどちらかという、焼却炉のエンジニアリング寄りの人間なので、本体ばかり見てしまうのですが、やはり周りのインフラはどこの自治体も工夫されていると感じました。それらを見習って我々も勉強していく必要があると思います。

5 その他

【令和8年度の審議会日程など】

- (事務局) 資料4について説明致します。資料では、今年度の審議会の日程を示しております。
今回、第7回ということで、基本構想案の諮問を致しました。そして、先ほど高木市長からの説明のとおり、5月10日日曜日に共栄小学校において、地域説明会を開催します。地域説明会には、3市の市長が出席いたします。

次回の第8回審議会については、6月4日に開催し、基本構想案について、引き続き審議をしていただきたいと思います。基本構想案の審議後に、協議会としてパブリックコメントを1か月程度実施する予定です。

7月21日に第9回の審議会を開催し、この時には、パブリックコメントが終了しているため、パブリックコメントに出されたご意見をまとめて提出します。それを踏まえた上で、引き続き基本構想案についてご審議いただきたいと思います。

8月5日に第10回審議会を開催し、答申案の審議を予定しています。

そして10月1日に第11回審議会において、基本構想の答申を予定しております。

予定どおりに進めば、答申後の10月の協議会において、基本構想の最終決定を行う予定です。

先ほど、成瀬委員の方から「分別収集の一部を広域化する」といったご提案をいただきましたので、あくまでも予定ですが、このような形で説明させていただきたいと思っております。以上です。

【地域説明会について】

(事務局) 資料5についてご説明します。資料は、3月21日に共栄小学校で開催した地域説明会の内容を簡単にまとめたものです。当日の参加者は、報道の方1人を含み合計25人でした。この説明会の報告書は、共栄地域で4月下旬から回覧中です。内容について、簡潔に説明をします。

質問1番の搬入道路、環境保全等について、先ほど成瀬委員からもお話がありましたが、通学路の安全確保、パッカー車の搬入道路について、不安を解消するような解決策が提示されていないというご意見がございました。

そのようなご意見については「皆さんの不安をよくお聞きした上で、解決策を考えていきます」と回答をしています。

質問2番も同様の内容ですが、質問の中にある「企業誘致」とは、隣接している高田テクノパークの整備のことを指しております。企業誘致の際に行われた道路の拡幅等も進まない状況であり、道路拡幅等の問題を解決してから進めてほしいというご意見がございました。

ご指摘の箇所については、色々な支障もあり、全部が進んでいるわけではないです。しかし、一つひとつ対応してきたことを説明した上で、岐阜県道381号多治見八百津線にも影響が及ぶため、岐阜県とも連携してさらなる推進を図っていくという説明をしております。

質問4番の斧研橋については、時間帯によって非常に混み合う点、また、市街地の抜け道に使う人もいるため、歩行者用ガードレールを全区間に設置してほしいというご要望です。

こちらについては、ガードレール設置箇所の明示がその時にはいただけなかったため、地域から具体的な要望後に対応してまいりたいとお答えしております。

質問8番の「建設費の250億円に道路整備費も含まれているか」というご質問について、お答えから先に申しますと含まれておりません。

250億円の内訳は、焼却施設の機械と建屋の費用です。国からの交付金も、道路整備については、補助項目がございません。先ほど説明を申し上げたとおり、交付金については、対象となる項目を精査して、最大限の活用を図ると回答をしております。

質問11番の搬入ルートのシミュレーションについて、ご質問の指摘いただいたとおり、搬入ルートを明確にして、検証を行うことが第一です。今後、交通量調査を行い、シミュレーションを実施する予定とお答えしております。

同質問において「橋の改良や道路改良には多額の費用がかかるため、費用も含めると、本当に高田町地内に建設するのが適切なのか検討が必要」というご指摘がありました。

こちらについては、焼却施設の建設に伴う道路改良等の費用が、今の時点でどの程度か分かっておりません。3市で負担について協議していくとともに、交通量調査の結果を生かしてまいりますと説明をしております。

3月21日の地域説明会については、以上ですが、先ほど申し上げた5月10日の地域説明会について、追加で説明を致します。

5月10日日曜日、多治見市立共栄小学校体育館で午後7時から地域説明会を開催します。午後6時30分開場で、午後7時から2時間程度を予定しております。

当日の出席者は3市の市長と3市の担当部課長及び事務局です。当日の説明内容は、今までと重複しますが4点です。

1点目に3市で建設する理由とメリット、2点目に建設候補地の決定について、3点目に本日ご説明した基本構想の概要、4点目に今後のスケジュールについてです。

説明後に、市民からのご意見、ご質問等を受けたいと思っております。当日は事前申し込みなしで、どなたでも参加いただける形になっています。審議会の委員の皆様も、もしよろしければご参加いただければと思っております。説明は以上です。

(委員) 資料5の質問10にて「土岐市と瑞浪市で説明会はやらないのですか」と記載してありますが、昨年夏の段階で、瑞浪市の候補地周辺に対して「計画が具体化してから説明をする」という文言があります。土岐市や瑞浪市において、どの程度計画が具体化した場合に、地域説明会の開催を考えておられるのか、お伺いしたい。

(事務局) 瑞浪市の鈴木と申します。この回答については「仮に瑞浪市のクリーンセンターが建設候補地となった場合に、具体的に地元の方に説明していく」という趣旨で回答させていただいたものです。

今回、多治見市高田町が最終的に候補地になったため、瑞浪市民の方もできれば、共栄小学校での地域説明会に参加していただければという考えでおります。

(委員) そうなると、瑞浪市は単独では説明会を開催することを考えてみえないのか。先ほど、成瀬委員がおっしゃったように、色々な質問、不安が出ているということに対して、何かそういう場を作られるのかどうか。

(事務局) 瑞浪市の場合は、現時点で瑞浪市単独での地域説明会は考えておりません。市民の方からのご意見については、この後パブリックコメントを実施していきますので、その中でご意見を聞いていきたいと考えております。

(事務局) 土岐市の太田と申します。土岐市については、申し上げており、5月10日は共同での地域説明会ということで、土岐市の市民も参加は可能でございます。

明日、土岐市泉町の役員の方を対象に答申が出たことについて、ご説明をさせていただく予定です。以上でございます。

(会長) ご意見、ご質問ありがとうございました。不安を解消していくのが、この会の趣旨です。様々なご意見ご質問あげていただくのは、大事なことだと思います。それに対して、根拠なりデータなりを持ってご説明いただくというのは、事務局でしかできないこともあると思いますので、今後、事務局の皆様にはご面倒おかけしますが、よろしくお願い致します。

(事務局) 義家会長をはじめ、委員のみなさん、ありがとうございました。本日の審議会、これにて終了させていただきます。

先ほどご案内しました次回の審議会について改めてご案内差し上げますが、6月4日木曜日午後2時から、多治見市役所本庁舎2階大会議室で開催します。本日はどうもありがとうございました。

以 上